

平成 27 年度第 2 回野洲市総合計画外部評価委員会会議結果要録

日 時：平成 27 年 8 月 3 日（月）午後 2 時 30 分～5 時 00 分

場 所：野洲市役所 本館 3 階 第 2 委員会室

出席委員 7 名

（兵藤委員長、板倉委員、田中委員、豊田委員、中野委員、西川委員、松並委員）

○ 議 事

- ・ 前回委員会結果の確認、評価(事業ヒアリング)の流れ、評価の留意点について（事務局）
- ・ 外部評価事業ヒアリング・意見交換
- ・ 平成 27 年度評価スケジュール等について
- ・ 次回会議日程について

○ 前回委員会結果の確認（事務局）

①外部評価方法の見直しの検討について

- ・ 今年度も現年度に実施中の事業に対して評価を行う事業寄り添い型での評価を基に進める。
- ・ 当初、中間、最終と 3 回のヒアリング行う。

②評価対象事業の選定について

- ・ 第 1 次野洲市総合計画改訂版ロードマップ 61 事業から、以下の事業抽出基準に基づき、外部評価の対象とする 10 事業を事務局案として提案。
- ・ 事務局案を基に、各委員から意見をいただき、市の取り組みの独自性、施策の重要度等の観点から 3 事業を選定。

○事業抽出基準（参考）

- 1.市として独自の取組みを行っている事業であること。
- 2.市の施策として重要度が高いこと。
- 3.市が主体として実施する事業であること。
- 4.単年度で終了する事業ではないこと。
- 5.事業独自に広く市民の声を聞く場を設置していないこと。
- 6.事業が実施段階にあること。（事業が構想の段階のものは評価対象としない。）
- 7.評価機会を確保するため、所管部署に偏りが無いこと。

○ 評価(事業ヒアリング)の流れの確認（事務局）

- ・ 現在進行中の 3 事業について、事業寄り添い型の評価として実施（平成 26 年度と同様）
- ・ 事業ヒアリングは年度を通じて、当初（今回）、中間、最終の年 3 回を予定
それぞれの評価時点では以下に留意願う。

- ・当初 . . . 取り組みの把握、事業目的・目標の確認
- ・中間 . . . 事業進捗・事業効果の確認、課題の抽出
- ・最終 . . . 事業への提言、所見、効果測定など事業成果の評価
- ・評価の留意点
 - 委員会では主に事業の方向性、事業への取り組み手法、事業の成果、予算の適正さなどを評価する。行政の気づかない側面などについて、事業担当職員と自由な意見交換のできる評価の場とする。

○ 外部評価事業ヒアリング・意見交換の概要

- ① 事業通番 2 児童虐待の防止
(健康福祉部 家庭児童相談室)

事業概要

児童虐待の早期発見・早期対応のため、市における児童虐待の現状を分析し、課題整理を行い、関係機関が情報共有し、虐待防止に取り組む。

要保護児童等の支援に関し、支援に必要な社会資源の把握や有効活用を検討し、自立支援につなげる。

<意見交換> (●市説明、○委員、→市回答)

- 滋賀県や野洲市は全国に比べ、どのような傾向があるのか。
 - 傾向としては、ネグレクト（養育の怠慢等）、身体的虐待、心理的虐待の順に多いと把握している。全国的には身体的虐待（暴力等）が多いと聞いている。
- 親から子へ虐待の連鎖があると聞いているが。
 - 世帯間連鎖で自分が育ってきた環境が自分の子育てにも影響している。また貧困の問題も影響している。野洲市においても、特に母子家庭では、貧困世帯、市民税非課税世帯が全体の4～5割ぐらいと多く、その中での子育てをされると十分な教育や養育、食事が与えられないことがある。こうしたことが、将来、虐待や貧困の連鎖につながるといわれている。野洲市においてもあてはまるケースである。
- 要保護児童対策地域協議会のメンバーは。
 - 福祉・保健・医療・教育等の関係機関19名と学識経験者1名で構成している。民生委員民生児童協議会や人権擁護委員、守山野洲医師会、守山警察署、少年センター、中央子ども家庭相談センター、草津保健所、大津地方法務局、社会福祉協議会が外部、学校教育課、生涯学習スポーツ課、社会福祉課、障がい者自立支援課、健康推進課、こども課、発達支援センター、ふれあい教育相談センター、子育て支援センター、小学校・中学校代表が構成機関。その代表者が集まる代表者会議、主担当等が集まる実務者会議、実際の虐待の対応を行うための個別ケース検討会議を実施している。
- 県との連携については。
 - 危険な状態であれば、一時保護を要請する。まずは市における関係機関において支

- 援を行うが、支援の過程で命に危険がある場合は、直ちに県に一時保護を要請する。
- どのような情報共有を行っているのか。
- 関係機関との情報共有は常時対応している。支援家庭の変化について、情報共有を行い、状況に応じて、個別ケース検討会議等を開催し、今後の対応を検討している。
- 児童虐待の認識が広がっており、報告件数が増加していると理解している。主な原因が地域での孤立や経済的困難さであると説明があったが、市の対応はどうか。
- 孤立については、地域の方々に相談が出来ない方が多い。民生委員や子育てサロン等はあるが、自ら地域に出向けない方については、養育支援訪問員や相談員が対応している。また、相談すべき夫がいても、相談できないケースもある。困っていることから今後どうしていくかなどの提案をしている。行政がすべてを受けるのではなく、地域に出向くような指導もしているが、地域に繋げるのが難しく、孤立が生まれてしまうのが現状である。
- 困窮については、母子家庭の相談件数の約20%で、国が示す貧困ラインを下回っている世帯であり、多重債務を持っている方もいる。市民生活相談課と連携し、支援策について検討している。
- 限界感があるなかで、市が対応しているが、原因に対するアプローチの仕方が大変難しいのだと思うが、今一歩入り込めていないようにも思う。もう一歩で根絶に向けた対応が出来そうだが、このステップが難しいと思われる。情報共有の持ち方も重要である。
- 事前に情報を得る予防策として、民生委員児童委員協議会に委託し、1歳児への家庭訪問をおこなっていただき、気になる家庭について把握している。平成26年度では2,3件の報告があった。また世帯が不在等で民生委員が確認できない世帯に対しては、健康診断等で健康推進課が把握しており、平成26年度では20件程度の報告があった。気になる家庭は、養育支援訪問事業（訪問員）に繋げていく。しかし、つなぎ方が難しく、いきなり市の機関が出向くとシャットアウトされるケースがあり、虐待の事実が把握できなくなってしまう。アプローチの仕方が非常に困難である。技術的に県に相談することもある。
- 支援する側の負担についてのバックアップは。
- 子どもに関する問題だけでなく、親に対しての支援も必要となる。ケースに合わせた具体的な支援策を探しているが、支援が出来る範囲での限界もある。様々な事柄に対応していくため、社会資源をしっかりと有効活用できるような支援システムの検討をしていく。
- 欧米の場合は、まずは保護の考え方となる。法制度の必要性はどうか。
- 日本ではまず市の対応が第1で、児童の保護は県で1箇所の対応である。保護はしてもらえるが、ほぼ満員（定員20名）である。日本の場合は、まずは地域で対応する形となっている。23年度データでは、全国児童相談所の対応件数1に対し、全国の市町の児童虐待相談所の対応は1.4の比率であり、滋賀県の児童相談所1に対し、滋賀県内市町の対応は3.5の比率となっている。

②事業通番 30 地産地消の推進

(環境経済部 農林水産課)

事業概要

地元の農業者が作った顔の見える安心・安全な農産物を地域内で消費するシステムを構築することにより、地域内自給の向上を図る。

学校給食向け等の野菜の生産者の掘り起こしを図り、地元野菜の生産拡大を図る。

<意見交換> (●市説明、○委員、→市回答)

○おいで野洲まるかじり協議会の補助金の内訳は。

→自動車の維持費(燃料費等)、レジ等の修理代、HPの更新料、移動販売車のリース料などが主となっている。

○移動販売の実績は。

→移動販売のみの売り上げは算出できていないが、すまいる市全体の売り上げは年間1,900万円であり、その内の約22%を手数料としており、約1,460万円が出品者の収益となっている。

○ホームページは待ちうけ的な要素が大きい。たどり着くまでに時間がかかり訴求力がない。Facebook等ではタイムラインで情報が飛び込んでくるため、費用対効果として非常に有効である。市内で満月マルシェ(フリーマーケット)が開催されているが、この利点は、規模の経済と範囲の経済をうまく活用している例である。こうした事例を参考にした動きを取り入れたら広がりができるのでは。

→おいで野洲まるかじり協議会そのものの見直しを考えている。

○大型店舗等で県内産の野菜が販売されるようになったが、農家から大型店舗への販売ルート(仕組み)は確立されているのか。

→京都青果市場への提供や、JAを通じた販売、また大手スーパーへの直接販売を行っている。きゅうりなどは直接大型店舗へ販売に出しているなど、農家が直接販売ルートを持っている例もある。

○すまいる市は規模的に小さい。国道8線などに道の駅などの整備は。民間でも可能である。

→必要と思うが、近隣ではおうみんちがあり、JAでは各支所にも小さいが販売所がある。野洲市において、野菜や青果の生産者が高齢となっており、若者の参入が少ない。米作が主流になっており、野菜農家が少なくなっている。また消費者の商品に対する感覚が生産者とのギャップがある。スーパーの規格に対応するにはコストが必要である。コストをかけた水耕栽培品が流通するなど、一般的な露地野菜が対応するには限度がある。直売所については、JA等と検討が必要である。

○野洲駅は接続の関係で待ち時間が発生することもあるので、駅なかで販売するのも1つの方法では。

→駅前については、駐車場の確保が難しいなどもあるので、それもひとつのアイディアである。

- 生産者と消費者のギャップを埋めるような会話のある売り場は効果があるのでは。
- すまいる市では、生産者が出品する際に、消費者とのやりとりがあり、一定の対応はできている。
- 学校給食へのウエイトが高いが、そのほかの部分で広がるような位置付けや対応があれば。
- おいで野洲まるかじり協議会については、当初と比較し、補助金額も減額となっており、難しい部分もあるが、出品する農家も 150 軒ぐらいあるので、底上げのための動きは必要である。
- 販売場所の問題もある。希望が丘の集客を利用し、希望が丘内のレストラン等で市内農産物を使った取組みなどの手法は。
- おいで野洲まるかじり協議会での対応は難しいと思う。すでにあるレストラン等向けに、地元産の食材の利用等の PR 活動を行いたい。また市内企業等の食堂で地元貢献として利用している企業もある。
- 学校給食においても規格等の規制があり、生産者としては対応が難しい。規格対応への難しさやもったいなさがある。規格外のものについての活用方法や使い道はないか。
- 1日 6,000 食に対応する学校給食の現場には効率よく対応するため、機械化が進んでいる。このため、農産物についても一定の規格化が必要である。規格外のものが入ってしまうとケースによっては異物混入ととられてしまう。生産者に対する課題も認識しているが手作業では対応できていないのが現状である。

<豊田委員より私事都合による退席の申し出があり、承認した>

③ 事業通番 64 債権の管理体制及び手法の整備 (総務部 納税推進課)

事業概要

市の債権(強制徴収公債権、非強制徴収公債権又は私債権)を効率的かつ効果的に管理するため、債権管理条例等を制定して体系的に債権の管理体制及び手法の整備を図り、滞納債権の管理を一元管理方式に変更し、組織的に管理する体制を構築する。

また生活再建の支援を併せた納付相談等を市民生活相談課と連携して実施する。

<意見交換> (●市説明、○委員、→市回答)

- この制度が必要となった背景は。野洲市独自の取組みか。
- 従来は債権を各所属で管理していたが、しっかりとした債権管理の体制が整っているのは税務課のみであり、滞納対応を一元化することで効率化を図るものである。私債権には、時効援用の規定があるため、滞納者が時効の制度を利用(消滅時効の援用)しない限り、債権は残ったままとなる。こうした回収不能な債権を条例で定めることにより不能欠損等の処理を行おうとするものである。また、滞納者は生活困窮者であ

ることが多く、生活再建を図らないと滞納は改善されないため、市民生活相談課と連携して、生活再建支援の観点を加えて、債権管理を行うという目的を持つもので、市の主な債権を納税推進課で一元管理していく取り組みである。生活再建の視点は他市町にはないものである。

○債権放棄と生活再建とのバランスとタイミングが難しいのでは。

→市民生活相談課での、消費生活相談や多重債務相談の中で、相談者の生活再建を図ることにより、税の収納率をあげていく取り組みが従来からあった。今回の取り組みもその要素を生かしながら、債権管理を行うものである。債権の放棄については、生活再建支援とのバランスを考えながら、審査会等で慎重に判断していきたいと考えている。

○情報を共有するには個人情報の問題が課題だがクリアできるのか。

→法に基づくもの、基づかないものに分かれているため、本人同意のうえで対策を進めることが前提となる。

○生活保護と生活困窮者の区分はなにか。生活困窮者の定義をどのように考えているのか。事業の目的は納税率を上げることなのか、社会福祉の向上なのか。

→生活保護受給者については、条例で滞納処分の停止を規定している。一方、生活困窮者は一般のサラリーマンや自営業者も含まれており、明確な規定はないが、働いているにも関わらず、借入等で生活自体が困難である方を含んでいる。目的は納税率を上げるためであるが、生活困窮者の根本的課題を解決しなければならないと考えている。

○ケースが積み重なっていくと分かりやすくなるのでは。

→債権の徴収と生活再建は相反するものであるが、その両立が大切である。市民生活相談課の取り組みが母体となっており、その延長が債権管理条例である。

○個々の判断は難しいが、債権徴収と生活再建のバランス、両立が事業の魅力となる。

○ワンストップで取り組む野洲の取り組みは非常に進んでいると聞いている。

○市民に対し、しっかりとした説明が今後必要となってくる。

→関係課のヒアリングを行い、どのような債権をどのような状態で受け持つのかなどの基準を設けた上で対応していきたい。

○それぞれの費目で判断基準を設けての対応が必要となる。他の市町では債権放棄を主として条例を制定している。野洲市では債権放棄も含めているが、生活再建の観点を含めた取り組みとして対応していきたい。

○納税相談の後は就業支援も行うのか。

→市民生活相談課やヤスワークとも連携して対応していきたい。

○なかにはこの制度を悪用するケースも出てくる可能性もあり、基準の設定は難しい。

→一方で支援を求めている方、拒絶する方もいるため、思うように進まないケースもあると想定している。

○税のあり方、間接税の拡大、所得税のあり方も検討が必要となってくるのでは。

→突き詰めていくと、納税の義務と生活をする権利とのバランスが課題となる。

<豊田委員、着席>

平成 27 年度評価スケジュール等について

- ・平成 27 年の当初ヒアリング (8/3)、中間ヒアリングは 10 月下旬から 11 月上旬、
最終ヒアリングは 2 月中旬頃を予定している。

→各委員了承

次回会議日程について

- ・次回委員会は平成 27 年 11 月 9 日 (月) 14 時 30 分から開催する。

→各委員了承